

日本セラミックス協会フェロー表彰規程

2015年11月26日改訂 理事会承認

(総則)

第1条 本規程は、公益社団法人日本セラミックス協会（以下、本会。）が行う日本セラミックス協会フェロー表彰について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本フェロー表彰は、本会における継続的な活動を通じて、セラミックス分野の発展に顕著な業績を挙げた本会個人会員を本会として称え、日本セラミックス協会フェロー（英語名称：CerSJ Fellow）の称号を授与することで、本会を代表するに相応しい会員としての活動を続けて戴くと共に、本表彰により会員の本会活動に対する参加意欲の増大を促し、セラミックス分野の更なる発展を図ることを目的とする。

(候補者推薦の基準)

第3条 フェロー候補者の推薦基準は、セラミックスに関する学術・研究活動、産業技術の開発・育成、教育に関する活動及び本会の事業活動を通じて、セラミックス分野の発展に貢献し、顕著な業績を挙げた者とする。

(会員歴)

第4条 表彰の対象となる者は、原則として本会会員歴5年以上の個人会員とする。

2 第4条に規定されている会員歴算定期日は、いずれも表彰の年の4月1日現在とする。

3 会員歴の算定は、継続した会員歴を原則とする。ただし、一時会員を退会（中断）し、2年以内に復活した場合は、1回に限り中断前の会員歴を加算して算定することができる。

(表彰の件数)

第5条 表彰の件数は、フェローの人数を本会個人会員数の5%程度とする。

(選考委員会)

第6条 候補者選考のため、日本セラミックス協会フェロー表彰候補者選考委員会を設置する。

フェロー表彰候補者選考委員会の規程については別途定める。委員会は、推薦された候補者の中からフェロー表彰にふさわしい候補者を選考し、理事会に推薦する。

(フェロー表彰候補者の推薦)

第7条 表彰候補者を推薦する有資格者及びその推薦条件は次の通りとする。

1 フェロー表彰候補者の推薦有資格者は、フェローとする。

2 推薦時および理事会承認時に在任中の役員はフェロー表彰候補者にはなれない。

3 表彰候補者の推薦件数

1名の表彰候補者の推薦には、5名のフェロー推薦者を必要とする。その場合、同一のフェローが同時に複数の候補者を推薦することはできない。

4 フェロー表彰候補者の推薦は有資格者により提出された推薦書に基づく。

推薦書の書式については別途定める。

(推薦手続)

第8条 フェロー表彰候補者推薦の方法は、次のとおりとする。

- 1 会員には、毎年本会ホームページおよびセラミックス誌にフェロー表彰推薦募集要項を会告して知らせる。
- 2 フェローには、書面をもって推薦を依頼する。
- 3 推薦者は会長あて、所定の書式による推薦書を協会に提出するものとする。
- 4 推薦書の提出期限を過ぎたものは受理しない。

(受賞者の決定)

第9条 会長は、日本セラミックス協会フェロー表彰候補者選考委員会におけるフェロー表彰候補対象者の選考結果を理事会に報告し、承認を得て決定する。

(公表)

第10条 理事会はフェロー表彰の受賞者決定後、すみやかに該当者に通知し、かつ協会誌および本会ホームページに選考委員会委員名とともに公示する。

(表彰及び授与式)

第11条 表彰は、会長名によって行う。授与式は、総会の開催期間中に行う。フェロー表彰の受賞者には、フェローの称号の証書を贈呈する。

(称号の期限)

第12条 日本セラミックス協会フェローの称号を授与された者は、本会会員である期間においてその称号を名乗ることができるものとする。

(規程変更の手続き)

第13条 この規程を変更する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

付則1

この規程は、理事会承認の日（2014年11月26日）から施行する。

付則2

推薦有資格者のフェローが一定の人数に達するまでの暫定処置として、フェロー表彰候補者の推薦方法は、別途定める基準に基づき、事務局で作成した候補者リストによることとする。なおこの暫定措置期間は、第10条に記載の協会誌および本会ホームページでの選考委員会委員名公示は行わないものとする。

2014年11月26日制定 理事会承認

2015年11月26日 付則2一部追記 理事会承認